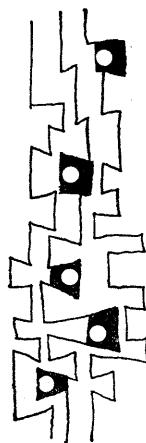


★ 幼児教育の展望

幼児教育に展望を求めて



浦 辺 史

一、幼保の混迷

保育施設という容れ物があるのに、幼稚園は子どもが集まらず学級減を余儀なくされ、保育所に入れたくても入れない子どもの問題は解消できない。今日の家庭生活は、母親が家にいても、働いていればなおさらのこと、親たちは、幼い子どもに遊び友だちをもとめ、家庭ではしつけがむずかしい自立の心や社会的ルールを身につけ

させたいと幼稚園や保育所など地域の保育施設に集団保育を切に求めている。

しかし公立幼稚園は、一年保育のところが多く、私立に入れるほかはない。私立は学校法人立のほか今なお個人立や宗教法人立があって、保育料は高い上にどこがよいのか親たちは選択に迷うばかりである。開業医制度と同様に私立幼稚園は都市に偏在して農山村にはほとんど見られない。幼稚園のないところでは保育所か幼稚園の

代行もしている婦人が労働として國民經濟の大きな担い手になっている今日では、都市農村を通じて母親の就労を支える保育所が普及する必然性があり、幼稚園でも市民生活を反映して保育時間を延長したり、給食の実施にせまられている。

かつて幼稚園は母親が家庭にいる中流の子どもの利用するところだつたし、保育所は貧困児の託児所であつた。戦後は、幼保ともに急速に普及して今日では保育所にも一般所得層の子どもが入り、幼稚園も低所得層の子どもが利用できるようになり、かつてのような幼保の階層差別はなくなつて国民幼稚園、国民保育所とよぶにふさわしい。

学校としての幼稚園と児童福祉施設としての保育所とは制度のちがいはあれ就学前児童の教育を担つているという意味では本質的に差異はみられない。ただし標準的保育時間が幼稚園は四時間、保育所は八時間といちじるしい差がある上に、保育所は幼稚園期の児童のほか三才未満児も保育していることからみれば日本の保育所はソ

ビエトでいう保育・幼稚園である。保育所の児童も含めた就園率は五才児九〇%、四才児七九%に達している（文部省「わが国の教育水準」一九八〇年版）。こんなに幼保が普及して国民の誰もが利用できるはずの幼稚園と保育所が、地域の児童にひとしく児童教育の機会を与えたといふ国民の立場から見ると、幼保の現実はまさに混迷に満ちている。

行政管理庁は一九七五年、児童の保育及び教育に関して、文部・厚生両当局に対し、幼保懇談会を開いて両者の関係を合理化することを勧告した。幼保問題に困つている地方自治体や幼保関係者はこの懇談会の成果に大きな期待をよせていたが、三年八ヶ月もかけて研究協議の末八一年六月にやっと報告が公表された。幼保は目的と機能がちがい、問題が複雑多岐にわたり幼保問題の将来の方向を示すことは困難である、とさじを投げた報告に関係者を失望させた。

幼保の混乱を列挙してみよう。

○乳幼児の保育、教育の公共的施設に當利的商業主義

的経営が侵入している個人の企業化した大規模幼稚園やベビーホテルにその例を見る。

○保育所における幼保と公私との著しい格差が施設利用を困難にしている。

○幼保の地域的不均等発展は乳幼児出生率低下や人口移動と都市人口のドーナツ化現象が加算されて、住民の保育、教育要求の不充足をもたらし、幼保間で深刻な子どもの奪い合いがあらわれている。

○保育所は自治体によって広域にわたる入所措置行政のため、幼い子どもは生活圏にある施設が必ずしも利用できない。

○保育所は国が定めた主として親の状況にもとづく入所基準により入所が定められ、子どもの状況が考慮されないため幼保の何れをも利用できない子どもが放置されている。

○幼稚園と保育所は小学校の同一学区域にありながら教諭と保母は同じ保育者として実践の交流や研修も行われず疎遠である。

○文部省は保育所の幼児に対して幼児教育に何の配慮もしていない。

○公立幼稚園の普及に私立幼稚園団体が反対することは医師会が公立病院の新設に反対するのと同様である。

大阪の守口市では二年保育を実施するため七ヶ所の公立幼稚園がつぶされている。

○行政改革で民間委託の働きに便乗して私立幼稚園や私立保育園の幹部は政党に依拠して経営を有利にみちびこうとしている、そこには子どもの福祉と教育を公的に保障させる要求はみられない。臨調や財政審が幼保の制度に切り下げるメスをふるおうとしている危機に幼保が連帶してこれに対応すべきであるのに、保育三団体は保育所経営の危機感から却つて幼稚園との対立を深めている。

○幼保の混乱を解決して、希望するすべての幼児に就学前保育教育の機会を平等に与えられる保育・教育制度への展望はどうしたらきりひらくことができようか。

二、幼保の混乱を解剖する三つのメス

今日現出している幼保の混乱を解決するためにはこれを解剖する三つのメスが必要である。

第一は、今日の状況をもたらした特殊日本的幼児教育行政の歴史的経緯である。一九二六（大正十五）年幼稚園令公布以来今日まで五〇余年の間に数回にわたり教育制度改革の度に幼保関係の統一が提起されたが実現されず私立依存の二元行政が半世紀もつづき今日の混乱を招いたのであった。戦後国民生活の貧困化と婦人の社会的進出による保育所の飛躍的発展に対し公立学校としての幼稚園の普及をおこなり民間の意にゆだねてきた日本の社会経済的特殊性がその背景をなすものといえる。幼保の混乱はまず歴史的経緯をふまえて問題を理解することが必要である。

第二には、幼保問題解決のためには幼児教育のことが重要で幼稚園も保育所とともに幼児の保育・教育の場であり、それは地域の幼い子どもたちの遊びと生活の場で

あり発達保障の場として公共的任務と役割を担うものである。何よりもまず幼児教育の方から幼保の現状を分析検討することが先行されなければならない。

①地域に根ざした就学前教育の場として、すべての幼児にその利用の機会が平等に与えられなければならないこと。

②そのため幼稚園も保育所も幼児の生活圏に適正に配置され幼児教育センターとして、すべての幼児に開かれたものであること。

③幼児は家庭の事情により幼稚園か保育所のいずれかを選択する自由が与えられなければならない。

④幼稚園は三才以上児の短時間保育の場であるとするならば、保育所は〇才より三才までと、三才以上児との長時間保育の場である。学校としての幼稚園から保育所を見るならば、三才未満の保育所に三才以上児の幼稚園クラスを結合したものとみることができる。

このように幼稚園と保育所とはともに地域的性格がきわめてつよく、施設の規模は三才児一クラス二〇名、四

才児以上二五名とすれば三、四、五才児各一クラスとして七〇名、二クラスとして一四〇名、三クラスとして二一〇名を大、中、小規模として地域の人口に即して規模を考慮して適正に配慮する必要がある。今日の幼稚園・保育所は以上あげた幼児の生活と発達と公的に保障する場として施設の現状にメスを入れる必要がある。一部の私立幼稚園の経営難対策として生れた自民党の乳幼児保育基本構想などは、保育所が幼児を奪い去られるかの如く保育所側に不安と動搖を与えるばかりで、幼児教育の理想が欠落している。

第三は、海外の保育制度の実情から虚心に学びることである。戦後の日本では、幼児教育や福祉の研究者が海外に留学したり、幼保の職員が幼児教育施設の見学にでかけたりして海外の保育事情がかなり明らかにされ、海外の保育事情に関する文献も多い。とりわけ、海外特派員、外交官、商社マン、留学者等が家族を同伴して、彼地で子どもを保育所・幼稚園・小学校等に通学させ、親として保育教育施設を利用した体験の報告に教えられ

るものがある。日本に影響が大きいアメリカのベビーホテルのような營利保育は論外ではあるが、資本主義国でも北欧・西独・フランス・イタリアなどの制度には学ぶべきものがある。三才未満児を保育所、三才以上を幼稚園とよぶなど幼保を親の状態からではなく、子どもの発達段階から就学前と就学前々期に施設を分けることは社会主義国はいうまでもなく世界のすう勢となっている。

フランスの如く二才から母親学校という名の幼児教育施設を公立、無料、非宗教で教育行政の下におくところと、北欧や西独の如く保育所・幼稚園、学童保育を福祉行政が所管する国もある。

日本の場合には文部行政は幼稚園を公立で普及することを怠って民間の私的開業にゆだねてきた長い間の自由放任主義に反して、厚生行政は国民の保育要求をうけいれ公的責任による公私立の保育所が普及した。これは海外の資本主義国にはその例を見ない特殊日本の保育所と幼稚園のあり方である。低賃金に甘んじ働き者の日本の労働者は「兎小屋」に住んで、共同利用の集団の場を

もとめて保育所が都市にも農村にも着実に普及し、都市に偏在する民間開業の幼稚園にくらべると公費の投入も大きい。臨時行政調査会や政府がこれに着目して保育切り捨てにのりだしたゆえんである。保育所が急速に普及したのは六〇年代から日本の社会が大きく変ったからである。核家族化と出生率の低下は働くものの生活難、家族手当など社会保障の貧しさ、住宅難等の反映で、育児期の主婦の就業が余儀なくされ、保育所が生活維持に欠かせないものとなり、安上りの生活対策として保育所が急増したわけである。このように幼保問題の根はふかく日本社会の生活難対策と関わらしめて考える問題である。

三、幼保問題当面の打開策

日本社会の歴史的所産である幼稚園制度と保育制度をあまたた上で当面する幼保の諸困難をどのように打開したらよいだろうか、思いつくままに改善策をあげてみよう。

(1) 地方自治体毎に、地域計画にもたらされた幼保事業を再検討する場として幼保問題の協議会を設ける。小学校の学区域毎に幼保の配置状況と保育内容の実態をきらかにする。乳幼児人口の推移にてらして幼保の定員の見直しを行なうこと、幼保協議会には園長のほか父母代表、保育者代表、低学年教育担当代表、教育委員会、福祉課、P.T.A.、保育研究団体代表、市民代表をひろく結集する。

このような小学校の学区における保育教育会議は、地域の子どもがすべて就学前に必要な発達の機会を平等に保障されることを目指してとり組まれる。その結果地域社会の状況に即してクラスの増減や施設の増廃も課題となる。将来のまちづくりをふまえて市民的規模で関係者が集中的に討議して住民主体の幼保計画をつくり上げることが必要である。

(2) 幼稚園は学校教育法第二条にもとづき運営される公的学校であるから個人立や宗教法人立の幼稚園は私立

学校法に拠ること、法制定後三〇余年を経た今日なお当分の間として一〇二条の幼稚園をみとめていることは改められなければならない。日私幼に自浄作用があるとも思われない。文部省は一〇二条を削除して私立幼稚園に商業主義の侵入を防ぐ必要がある。

また今日の幼稚園には適正規模の定めがない。戦前幼稚園令施行規則では児童数は一二〇名以下とされていた如く設置基準を改正して施設規模の上限を定める必要がある。五〇〇名、一〇〇〇名と通園バスにより通園園外より児童を集めるとも似た幼稚園は地域に根ざす児童教育の本旨から禁止すべきであろう。

的にも保障されることになる。教育行政は進んで保育所の三才以上の児童室を幼稚園のクラスと認める措置が必要である。

(4) 保育料については児童教育の目的から無料または軽費が望ましいが、当面軽費定額とし、支出困難な児童には減免を考慮すべきである。私立幼稚園には職員人件費の大額補助を行つて父母の教育費二重負担を解消することが至当である。保育所についても私立を措置施設として公立の下請施設化にして統制することをやめ、進んで人件費の公費負担を行ない私立保育所の経営の自主性を尊重し、住民の保育要求に彈力的に応えられるよう民間施設は活力を回復すること。

(3) 保育所の三才以上児は年令別クラス編成を原則とすること。担当保母は幼稚園教諭の資格保持者をあてること、幼稚園教育要領により保育にあたるなど、進んで幼稚園の年令別クラスとしての実質を備えるよう、保育所最低基準を幼稚園設置基準に近づけるよう改正すること。かくて保育所入所中の児童の教育は形式的にも実質

(5) 学校教育法、児童福祉法に認可された保育施設は公私立とも運用に限界があるので、これを補充するものとして小規模の児童教室、家庭幼稚園、共同保育所、家庭保育所等が任意団体又は個人で設けることは住民要求に応える次善の策である。この場合には社会福祉事業法

により届出を義務づけると共に、進んで自治体は就学前保育施設としてこれに人件費補助を考慮する。幼い子どもはいつどこにいても幼児教育が公的に保障されなければならないからである。

四、幼保問題を解決する力

幼保問題の混乱で一番迷惑しているのは、当の幼い子どもたちであり、その養育責任を直接的に担う幼児の父母である。文部・厚生両当局はそれぞれ学校教育法と児童福祉法に拠ってそれぞれに固執してゆづらず、両者が任命した幼保懇談会も行政当局や幼保の経営者団体において、進んで幼保問題の解決に積極性を見せない。このような事態に対し一番困るのは直接には幼い子どもであり、その父母であり、幼保関係の職員であり、主権者としての国民であり、地方自治体である。物事は一番困っている市民がまず主体になつて協議し行動することから解決のいとぐちがほぐれるというものである。

育児の社会化は歴史的必然性をもつて社会進歩の方向

をさし示している。子どもの家庭事情から保育時間の長短によって保育施設を区別するが如き不合理は将来は消失し、〇才から就学までの就学前幼児教育施設は居住地域に適正に配置され、幼保の機能を一元的に充足する保育センターが現出するにちがいない。まさに幼保が三才未満児の保育と三才以上児の幼児教育、短時間保育児と長時間保育児とともに同じ施設において行われるであろう。この実現を可能にする合理的社会体制が実現するまでは、幼保問題の根本的解決はないであろう。

われわれはその日を目指して幼児の父母と幼保の関係職員が主力になって地域の教育、婦人、福祉諸団体と連帯して、新しい町づくりに位置づけてその地域における保育センター機能を実現することである。そのためには、関係者の自主的主体的とりくみが幼保問題の解決の第一歩となる。路は遠い。しかしこれこそが確実な道である。

(全国保育団体連絡会会長)